

山陽新聞旅行社 募集型企画旅行 旅行条件書(国内)

旅行企画・実施：
観光庁長官登録旅行業第 1480 号
山陽新聞旅行社
(株式会社山陽新聞事業社)

お申込みの前に必ずお読みください。 本旅行条件書は、旅行業法第 12 の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 の 5 に定める契約書面の一部となります。

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、山陽新聞旅行社(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2 旅行のお申込み

- (1) 所定のご旅行お伺い書(以下「申込書」といいます)に所定事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社及び当社の受託旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所(以下「当社ら」といいます)は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社らが予約を承諾した日の翌日から起算して 8 日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は、当社らの営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込金

旅行代金(お一人)	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

- (4) 通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第 2 項(2)、第 14 項(1)及び第 19 項(2)によります。
 - ① 当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります(以上を「通信契約」といいます)。なお、受託旅行者により当該取り扱いができない場合や取り扱いができるカードの種類に制約がある場合があります。
 - ② 通信契約の申込みに際し、会員のお客様は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
 - ③ 通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
 - ④ 与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 16 項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3 契約の成立時期

- (1) お客様との契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
 - ① 店頭(及び当社らの外務員による訪問販売)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社らが第 2 項(3)の申込金を受理した時。
 - ② 電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日目に当たる日までに当社らがお客から第 2 項(3)の申込金を受理した時。
- (2) 通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

4 お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方のみのご旅行の場合、保護者(法定代理人)の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 最少催行人員は、特に明示していない限り 1 名様(ただし、コースに 1 名様での参加ができない旨の表示がある場合は 2 名様)とします。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) 身体に障害をお持ちの方、健康を書している方、妊娠中の方、補助具使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5 契約責任者によるお申込み

- (1) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (3) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6 確定書面(最終旅行日程表)の交付

当社らは、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面(最終旅行日程表)を運くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただしお申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前にあたる日以降の場合には出発日までにお渡しします。なお、お渡し方法には郵送を含みます。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

7 旅行代金の適用及びお支払い期限

- (1) 特に注釈のない限り、満 12 歳以上の方はおとな旅行代金、満 3 歳以上 12 歳未満の方はこども旅行代金となります。
- (2) 旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、満 3 歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。
- (3) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
- (4) 旅行代金は、第 2 項(3)の「申込金」、第 16 項の「取消料」、第 15 項(1)の「違約料」及び第 24 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告、パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。
- (5) 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

8 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航

空機は普通席)、宿泊費、食事代、消費税等の諸税・サービス料金、旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。

- (2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
 - (3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

9 旅行代金に含まれないもの

- 第 8 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)。
 - (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びグリーンング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - (3) ご希望者のみご参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金。
 - (4) ご自宅から集合地、解散地の交通費・宿泊費。

10 追加代金と割引代金

第 7 項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいいます。

- (1) 追加代金
 - ① ホテルまたはお部屋のグレードアップのための追加代金。
 - ② 航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
 - ③ 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事つきプラン」などの追加代金。
 - ④ 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金。
 - ⑤ 「延泊プラン」による延泊代金
 - ⑥ その他「〇〇〇プラン」「〇〇〇追加代金」とし追加代金を表示したものを。
- (2) 割引代金
 - ① 「小人割引」など年齢、参加人数、その他条件による割引代金。
 - ② その他「〇〇〇割引」とし割引代金を表示したものを。

11 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

12 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 16 日前までにお客様に通知します。
- (3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第 11 項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

